

令和7年度 社会福祉法人広川町社会福祉協議会 事業計画

【基本方針】

少子高齢化、核家族化、ライフスタイルの変化等により、地域社会の在り方は大きく変容し、様々な生活課題が顕在化しています。コロナ禍以降、地域活動の停滞や地域住民同士のつながりの希薄化は顕著であり、加えて、物価高騰の影響により、経済的困窮が表面化するなど、社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化し、大きな社会問題となってきております。

このような社会背景を踏まえ、国は、複雑化・複合化する生活課題を、多様な主体が連携・協働し解決を図る「地域共生社会」の考え方のもと、市町村における包括的な支援体制の構築を進めています。

従いまして、本会は、このような生活課題・地域課題を積極的に捉え、地域における見守り・交流、支え合いなど、多様な地域福祉活動を促進していくことが極めて重要であるという基本認識の下、町福祉課と協議の上、令和6年度策定の『第3期広川町地域福祉計画』（令和7年度からの5カ年計画）と歩調を合わせるため、見直しの期間を1年短縮するかたちで、『第3期広川町地域福祉活動計画』（令和7年度からの5カ年計画）の策定に取り組みました。地域福祉を推進する中核的な福祉団体として、民間の地域福祉活動の推進計画である『第3期広川町地域福祉活動計画』の実現に向けて、多様な主体との連携・協働を図りながら、取り組みを進めてまいります。

本会は、本年度も引き続きまして、誰もが安心して暮らすことができるよう、多様化する地域・住民の福祉ニーズ、その他あらゆる生活課題・地域課題に精力的且つ専門性を持って対応し、福祉サービスの創造に取り組むとともに、経営努力を重ね、より安心で安定した地域福祉の推進に努めてまいります。

【重点目標】

- (1) 適切な事業経営と組織体制の充実、強化
- (2) 事業内容の見直し改善、新規事業の開発
- (3) 地域福祉・在宅福祉の充実、住民の積極的な参加体制の確立
- (4) 各関係機関（団体）との連携強化
- (5) 広報・啓発活動の推進

【事業実施計画】

1 法人運営事業

社会福祉協議会の基本的性格としての、非営利性、公共性を重視し、役員及び評議員との連携を深めながら組織体制の強化を図ります。

①役員会等の開催

- ・理事会、評議員会の開催
- ・必要に応じた検討委員会の設置開催
- ・研修の実施

②苦情解決第三者委員の設置運営

③組織体制の充実強化

- ・事業、機能に応じた事業部門で構成される業務体制の推進
- ・社協運営検討会議等による組織力強化
- ・自然災害発生時及び感染症拡大時における社協 BCP（業務継続計画）に基づく対応

④社協職員の協働と質の向上

- ・部門間連携による協働実践
- ・担当部署、職務に応じた研修への参加

⑤定款その他諸規程の整備

⑥共同募金運動の推進

⑦社会福祉法人の公益的取り組みの推進

- ・広川町社会福祉法人連絡会による法人連携と公益的取り組みの推進
- ・ふくおかライフレスキュースタジアムによる制度の狭間にある生活困窮者等支援

2 地域福祉事業

誰もが安心して暮らすことができる地域社会「ふくしのまちづくり」を理念とし、地域住民とともに行政等関係機関と連携を図りながら、地域福祉活動の推進・充実に努めます。

(1) 地域福祉活動計画に基づく地域福祉の推進

地域福祉活動計画は、社協が、地域住民をはじめ、地域において福祉活動を行う関係者や、N P O・ボランティア団体、行政等と相互に協力して策定する、民間の行動計画です。広川町の地域福祉計画と補完し合う計画として整合性を図りながら、広川町における効果的な地域福祉の推進に取り組みます。

- ・地域福祉活動計画に基づく地域福祉推進のための事業の企画と実施
- ・地域福祉活動計画の進行管理の徹底

(2) 地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現に向けた取り組み

高齢者等が、つながりの中で生きがいを持ちながら暮らすことができるよう、多様な生活支援や介護予防、社会参加の地域基盤を整える「地域包括ケアシステム」の構築、また、国が目指す「地域共生社会」の実現に向け、行政との連携・協議を柱として、その体制強

化に取り組みます。

①生活支援体制整備事業（町受託）

地域における住民主体の生活支援・介護予防の仕組みづくりを進めるため「生活支援コーディネーター」を配置し、地域資源の把握やニーズ分析、多様な主体による支援体制の基盤整備を推進します。

【生活支援コーディネーターの役割】

- ・生活支援、介護予防サービスに関する地域資源、ニーズの把握
- ・生活支援サービスの担い手の発掘、養成
- ・生活支援サービスの提供ができる活動の場の発掘、開発
- ・生活支援サービスの実施情報の提供、周知
- ・関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取り組みを推進する協議体への参画

②認知症施策総合推進事業（町受託）

地域で暮らす認知症の人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、事業内容等の見直し、地域住民や様々な専門機関との連携のもと、支え合い見守り合う仕組みづくりに取り組みます。

- ・認知症や高齢者の暮らしに関する相談業務
- ・高齢者実態把握及び民生委員活動支援
- ・認知症カフェの普及推進
- ・認知症キャラバンメイト連絡会の運営及び認知症サポーター養成講座の実施
- ・認知症初期集中支援チーム会議の運営
- ・避難行動要支援者支援
- ・食の自立支援事業（男の料理教室、長生き教室）
- ・福祉サービス事業アセスメント
- ・eスポーツによる地域コミュニティ活性化事業補助

※従前の在宅介護支援センター事業及び広川町介護予防事業等アセスメント事業における業務の一部を本事業に統合し実施します。

（3）その他の地域福祉事業

①高齢者いきいきサロン支援事業（町受託）

住民主体の地域の寄り合い活動であるサロン活動を支援し、地域の居場所づくり、住民同士のつながりづくりを推進します。

- ・サロンの運営支援（講師派遣、企画支援、実施支援）
- ・サロン立ち上げ支援（出前講座、サロン体験会の開催）
- ・サロン実施地域の情報交換、活動情報の共有の場「ひろかわ寄り合いネット」の開催
- ・地域サロンレクリエーション研修会の開催
- ・サロン協力ボランティアの育成研修

②ふれあいきいきサロン・通いの場助成事業

高齢者等の閉じこもり予防や地域のつながりづくりを目的としたサロン活動及び高齢者の健康維持・筋力低下の予防を目的とした通いの場の運営、立ち上げ等にかかる経費に

対し、継続して財政支援を行い、更なる活動の充実に努めます。

③合同金婚式の開催

結婚50周年を迎えたご夫妻をお祝いするため、「合同金婚式」を開催します。

④母子・父子世帯親子招待会の開催

ひとり親家庭が、地域で孤立することなく、地域のつながりの中で、健やかに暮らしていくことを促進するため、「母子・父子世帯親子招待会」を開催します。

⑤福祉教育の推進

福祉意識の醸成を図るため、地域に暮らす全世代を対象として、地域での総合教育の啓発や学校等での福祉の学びのプログラム提案、小学校への福祉教育教材『ともに生きる』の配布等、福祉教育の推進に取り組みます。

⑥愛のネットワーク事業

地域住民が孤立することなく、安心して住み慣れた地域で生活できるように、民生委員児童委員のネットワーク活動に対して助成金を交付し、地域の支え合い活動や仕組みづくりを支援します。

(4) 各種相談・支援事業

生活のしづらさや課題を抱えている人に対し、関係機関が連携し、安心して適切なサービスが利用できるよう相談・支援を行います。

①広川町高齢者心配ごと相談事業

日常生活上の様々な相談に応じ、福祉サービスや関係機関への案内等、適切な助言を行い、心配ごとの早期対応に取り組みます。

※令和7年度より、社協職員対応による常設型の相談事業として体制を変更し実施いたします。

②生活福祉資金貸付事業及び生活困窮者世帯等相談支援事業（県社協受託）

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支援し、地域での生活と社会参加を図ることを目的とした貸付制度の相談窓口として、他機関と連携して支援を行います。また、新型コロナウイルス感染症に係る生活福祉資金特例貸付の償還及び借受人世帯の生活相談など伴走型支援を行います。

- ・生活福祉資金の貸付及び償還等相談支援
- ・新型コロナウイルス感染症に係る生活福祉資金特例貸付の償還等相談支援（生活困窮者世帯等相談支援事業）

③日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

認知症、知的障がい、精神障がいなどで、福祉サービスの利用や日常生活上の様々な契約の際、自分で判断することに不安がある人の、利用援助・日常の金銭管理等の支援を行います。

- ・専門員による相談受付及びサービス利用のための支援計画の作成
- ・生活支援員による福祉サービス利用援助、金銭管理等支援

④生活困窮等に関する支援

団体、企業、個人等の協力のもと、家庭環境や就業状況などの理由で経済的に困窮され

ている人への緊急的な食料等支援に取り組みます。

- ・生活困窮者緊急食料等支援事業
- ・団体、企業、個人等からの食料等寄付の受け入れ

3 在宅福祉サービス事業

地域住民の自立した在宅生活を支えるため、質の高い在宅福祉サービスの提供を推進します。また、関係機関との連携、サービス調整を図りながら、総合的なケア体制の充実を図ります。

(1) 介護保険事業

①居宅介護支援（ケアマネジメント）事業

介護保険法に基づき、介護を必要とする人が、自宅で適切にサービスを利用できるよう、ケアマネジャーによるケアプランの作成、介護相談、申請代行等を行います。

②通所介護（デイサービス）事業

介護保険法に基づき、デイサービスに通う在宅の要支援・要介護者に対し、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを行い、利用者の心身機能の維持向上と、家族負担の軽減を図ります。

(2) 町受託事業

①広川町介護予防教室いきいき元気教室事業

高齢者の介護予防のため、健康体操や認知症予防の脳トレ学习、レクリエーションを行う通所型の介護予防教室です。参加者同士のふれあいを通じて、高齢者が家に閉じこもることを防ぎ、自立した生きがいのある生活の継続を図ります。

②広川町生活管理指導員派遣（ホームヘルプ）事業

※登録ヘルパーの補充・確保が困難なため、令和6年度をもって受託を終了いたします。

③広川町産前産後家事代行等サポート事業

※登録ヘルパーの補充・確保が困難なため、令和6年度をもって受託を終了いたします。

④広川町在宅介護支援センター運営事業

※認知症施策総合推進事業に事業を統合し実施するため、令和6年度をもって受託を終了いたします。

⑤広川町介護予防事業等アセスメント事業

※認知症施策総合推進事業に事業を統合し実施するため、令和6年度をもって受託を終了いたします。

4 指定管理経営事業

広川町保健・福祉センターはなやぎの里の指定管理を受け、適正な管理経営に努め、地域福祉推進の拠点として、サービスの充実と利用促進に取り組みます。

5 ボランティア活動促進事業

地域住民のボランティア活動に関する理解と関心を深め、ボランティアの育成及びボランティア活動の支援を行います。また、ボランティア団体相互の連携を図りながら、社会福祉の増進のため、事業を推進します。

(1) 広川町ボランティア活動センター事業（一部町受託）

ボランティア活動促進の拠点として、広川町ボランティア活動センターを運営し、ボランティアの育成やボランティア活動の普及啓発を目的とした事業に取り組みます。

- ・ボランティア活動に関する相談、支援
- ・ボランティア活動に関する登録、紹介、コーディネート
- ・ボランティア活動の普及向上のための広報及び啓発活動
- ・ボランティアの育成のための研修の実施
- ・ボランティア活動促進のための機器、場の整備及び提供
- ・ボランティア活動に必要な調査、研究
- ・その他センターの運営及び目的達成に必要な事業

※ボランティア活動センターは、令和7年3月より、社協事務所及び保健・福祉センター1階フロアに拠点を変更いたしました。

(2) 災害ボランティアセンターに関するここと

災害ボランティアセンターは、行政と社協が連携し、災害復旧復興支援や暮らしの再建を目的に設置・運営するボランティアセンターです。「広川町地域防災計画」、「社協災害時対応マニュアル」に基づき、災害時に円滑かつ速やかに災害ボランティアセンターを設置できる体制づくり、有事における実活動に取り組みます。

また、筑後市・大川市・大木町・広川町・福岡県社協の5社協間において締結いたしました「中筑後地区社会福祉協議会災害時相互支援協定」（令和6年3月協定締結）に基づき、平時からの連携協議を柱として、有事の際ににおける被災地社協への職員派遣や資機材貸与等支援、その他必要な事項の協議検討等、広域における災害対応の強化に取り組みます。

6 福祉関係団体等支援事業

福祉関係団体と連携を図りながら活動支援を行い、地域福祉の重要性を共に考え、課題を共有し、役割分担を行いながら、よりよい福祉のまちづくりに取り組みます。

- ・広川町民生委員児童委員協議会
- ・広川町老人クラブ連合会
- ・広川町身体障害者福祉協会
- ・広川町遺族会
- ・広川町心身障害者（児）父母の会
- ・広川町母子寡婦福祉会

7 広報・啓発活動事業

広川町の福祉関連情報が「誰でも、いつでも、どこにいても」効果的に得られるよう、住民に周知することを目的に、広報誌やホームページなどの様々な手段を用いて、福祉関連情報提供の充実を図ります。

- ①広報誌「広川町社協だより」の発行
- ②町広報「広報ひろかわ」の活用
- ③社協ホームページの活用 ホームページアドレス <https://hirokawashakyou.jp/>
- ④SNS等を活用した情報発信